

○神奈川歯科大学診療科教員及び診療助手任用規程

平成 30 年 6 月 1 日

制定

(目的)

第 1 条 本規程は、神奈川歯科大学臨床部門において、質の高い医療の提供と臨床実習指導及び臨床研修指導を主たる業務とする優秀な人材を任用することを目的として定める。

(診療科教員及び診療助手)

第 2 条 診療科教員及び診療助手は、神奈川歯科大学附属病院、神奈川歯科大学附属横浜クリニック、神奈川歯科大学歯学部、神奈川歯科大学大学院において業務を遂行する。

2 診療科教員及び診療助手の教育及び研究への参画は妨げない。

3 その他、詳細な職務内容については附属病院ないし横浜クリニックにおいて統括する。

(任用基準)

第 3 条 診療科教員及び診療助手は、人格、見識に優れ、豊富な臨床経験を有し、「神奈川歯科大学・神奈川歯科大学短期大学部教育職員任用規程第 3 条第 3 項」に定める職階により任用するものとする。

2 申請資格、審査基準の詳細については、別に「神奈川歯科大学診療科教員及び診療助手任用基準細則」を定める。

(申請)

第 4 条 診療科教員及び診療助手の申請は、次の書類をそろえ、理事長宛に学長に提出する。

(1) 診療科教員任用願 (所定)

(2) 診療科教授においては、病院長又は横浜クリニック院長の任用推薦書

(3) 診療科教授以外の診療科教員及び診療助手においては、所属長の任用推薦書

(4) 履歴書 (学歴、職歴を証明できる書類、卒後研修修了書、認定医・専門医・指導医登録証など)

(5) 臨床業績 (症例数、診療報酬、専門性の高い臨床技能など)

(6) 研究業績目録

(a)原著論文 (b)著書 (c)総説 (d)プロシーディングス (e)症例報告 (f)その他 (これまでに取得した研究費、特許など) (g)学会発表・講演など

(7) 研究業績目録のうち、別刷りのあるものについては別刷り (多数ある場合には代表的なもの 10 編)、研究費や特許等については証明書類など

(8) 専門領域に関する診療方針

(9) 附属病院又は横浜クリニックにおける診療体制についての意見

(10) 研究業績一覧

(11) その他必要な書類

(選考方法)

第5条 募集から任用までの手続については「神奈川歯科大学・神奈川歯科大学短期大学部教育職員任用規程5条から第9条」の定めによるものとする。

2 再任の場合は、「神奈川歯科大学・神奈川歯科大学短期大学部教育職員任用規程第8条第2項」の定めによるものとする。

3 再任の場合で、既に歯学部教員等として無期雇用となっている教育職員の場合は、「神奈川歯科大学・神奈川歯科大学短期大学部教育職員任用規程第6条に定められた審査の手続きを経る必要はないものとし、附属病院又は横浜クリニックの長は理事会の議に付し、その承認を得なければならない。

(任用期間)

第6条 診療科教員及び診療助手の任用期間は1年間とし、再任することができる。

(給与)

第7条 診療科教員及び診療助手(歯科医師除く)の給与については「学校法人神奈川歯科大学給与規程」の定めによるものとする。

2 診療科助手(歯科医師)の労働条件等に関しては、神奈川歯科大学附属病院診療助手の労働条件等に係る細則及び神奈川歯科大学横浜クリニック診療助手の労働条件等に係る細則の定めによるものとする。

## 附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

この規程は、令和元年7月1日から一部変更施行する。

この規程は、令和3年4月1日から一部変更施行する。

この規程は、令和6年4月1日から一部変更施行する。